

時間外選定療養費改定のお知らせ

厚生労働省の定めにより、診療時間外に直接来院された患者さんを対象として、時間外選定療養費をご負担いただきます。

金額	11,000円（税込）（変更前：8,800円）	
変更日	令和8年8月1日（土）0：00の受付から	
対象時間	月曜日～金曜日	0：00 ～ 8：30 16：30 ～ 24：00
	土曜日	0：00 ～ 8：30 12：30 ～ 24：00
	日曜・祝日 年末年始 (12月29日～1月3日)	終 日

以下に該当する場合は、時間外選定療養費のご負担はありません

- ・他院から紹介状を持参された場合
- ・救急車による搬送で来院された場合
- ・生活保護、公費負担医療制度の対象となる場合
- ※ 子ども医療証・ひとり親医療費助成制度はお支払いの対象です
- ・労働災害、公務災害による受診の場合
- ・救急外来受診後にそのまま入院となった場合
- ・当院で当日受診があり、症状増悪により再度受診が必要となった場合
- ・当院の医師により、注射・処置等のために具体的に受診するよう指示された場合